

更なる民間活力の活用を目的として
「PPP／PFI手法を活用する可能性のある公共施設整備事業リスト」を
公表します。

本市では、平成29年2月に「相模原市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」を策定し、公共施設整備における民間事業者の経営資源や技術、ノウハウを活用した多様なPPP／PFI※手法の導入について、検討を進めています。

このたび、公共施設整備における更なる民間活力の活用を目的として、民間事業者向けに、「PPP／PFI手法を活用する可能性のある公共施設整備事業リスト(以下「リスト」という。)」を作成しました。

民間事業者の皆様におかれましては、事業参画の検討材料として、リストをご活用ください。なお、各事業についての問合せは、リストに記載の事業所管課・機関へお願いします。

リストの概要

- 将来的に民間活力を活用する可能性のある公共施設整備事業として、7事業を掲載しています。なお、現時点で、PPP／PFI手法の導入が確定していない事業が含まれます。

- リストは、市ホームページにおいて公表し、各事業の進捗に応じて更新します。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/seido/1026770/1035514.html>



- 施設整備を従来型手法で行うと決定した事業及びPPP／PFI手法の導入を決定し、事業者を選定した事業については、リストから削除します。

※ PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共サービスを提供するための事業手法であり、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を長期間にわたり包括的に民間事業者任せ、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、行政等が直接実施するよりも市民サービスの向上やトータルコストの削減を図り、効率的かつ効果的に公共サービスの提供を行う事業手法です。

また、PPP(Public Private Partnership: パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公共サービスの提供において、民間が参画する手法を幅広く捉えた概念であり、本市では、「相模原市PPP(公民連携)活用指針」において、企業、NPO、市民団体などと連携して公共サービスを提供する総称として、PFIのほか、民間委託や指定管理者制度、公有財産の活用、特区制度や広域連携などによる連携手法にも枠組みを広げ、定義しています。

問い合わせ
アセットマネジメント推進課
042-769-8257(直通)